

和木町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 9 月

和 木 町

目 次

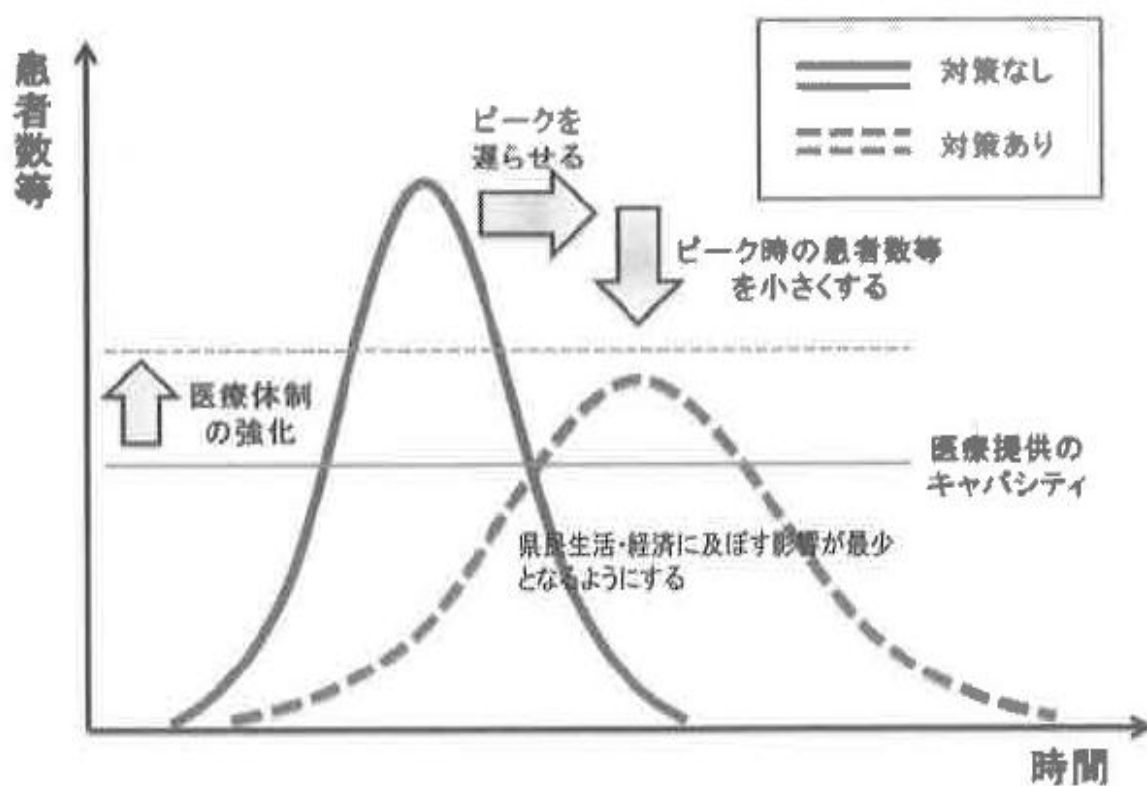
はじめに	・・・ 1
I：総論	・・・ 2
1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	・・・ 2
2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	・・・ 3
3. 発生段階と対策推進のための役割分担	・・・ 4
4. 和木町行動計画の主要6項目	・・・ 6
II：各論	
1. 実施体制	・・・ 12
2. 情報提供・共有	・・・ 13
3. まん延防止に関する措置	・・・ 15
4. 予防接種	・・・ 16
5. 医療	・・・ 21
6. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	・・・ 21
① 社会、経済機能の維持	・・・ 21
② 要援護者の生活支援	・・・ 23
③ 埋火葬の円滑な実施	・・・ 24
附：コールセンター 一覧	
新型インフルエンザ連絡体制	
和木町新型インフルエンザ等対策本部条例	

はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザが万一発生すれば、町民の生命や健康や経済全体にも大きな影響を与えかねない。国や県の新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、『和木町新型インフルエンザ等対策行動計画』を策定し、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、町民の健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済の維持に努めることを目的とする。

<対策の効果 概念図>



I 総論

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭におかなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるように対策の選択肢を示すものである。

医療体制、受診行動の特徴等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する必要がある。

《新型インフルエンザ等対策の目的》

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染対策により、欠勤者を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱・咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられている。また、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされると懸念される。

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には、以下のような影響が予想される。

- 町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。1週間から10日間程度で罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間で治癒し免疫を得て、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

《和木町の流行予測》

国の推測値を基に想定

流行予測	町	国
罹患者数	(町民の25%が罹患) 約1,630人	(国民の25%が罹患) 約3,200万人
死亡者数	約10人④ ～ 30人⑤	約17万人④ ～ 64万人⑤
④ アジアインフルエンザ：中程度（致死率0.53%）として推計		
⑤ スペインインフルエンザ：重度（致死率2.0%）として推計		

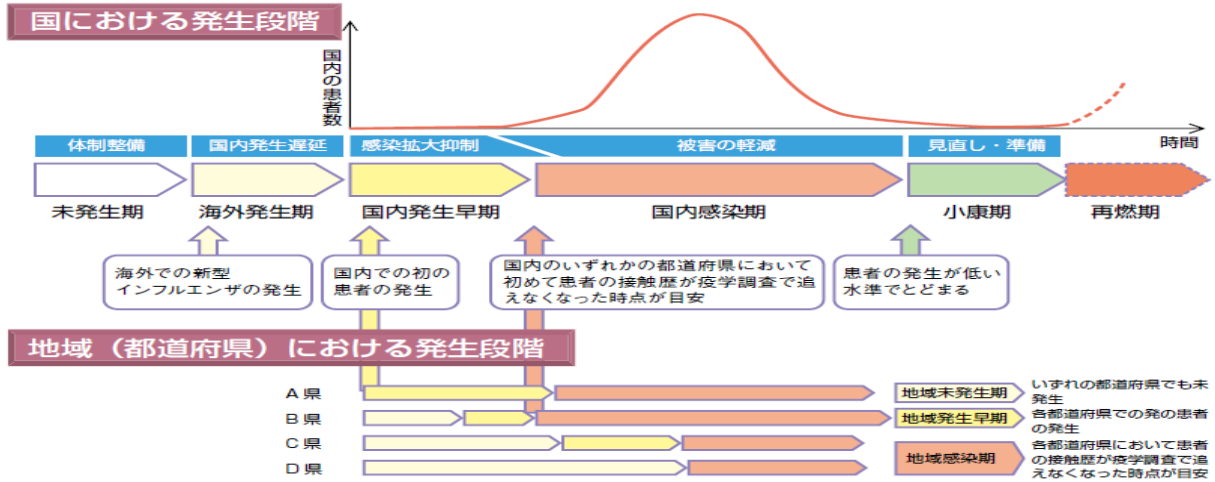
(和木町の人口：6,500人として)

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭におく必要がある。

3. 発生段階と対策推進のための役割分担

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



発生段階		状態	町対策内容
未発生期		新型インフルエンザが発生していない状態	・事前準備、行動計画、マニュアル作成
海外発生期		海外において新型インフルエンザ患者が発生したが、国内では患者〔疑似患者を含む〕発生が確認されていない状態	・正しい知識の啓発活動 ・感染した場合の取るべき行動周知
国内発生早期	地域未発生期	国内において新型インフルエンザ患者が発生したが県内では患者（疑似患者を含む）発生が確認されていない状態	・医療機関との連携 ・町対策本部の設置 ・相談窓口の設置
国内感染期	地域発生早期	県内で患者（疑似患者を含む）が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	・感染者等への対応 ・感染防止対策の実施 ・保幼小中学校等、各施設等の閉鎖 ・イベント・集会等の中止 ・町民への外出自粛要請
	地域感染期	県内で患者（疑似患者を含む）が多数発生し発生患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 県内で患者（疑似患者を含む）が増加し、入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	・医療体制の強化 ・感染防止対策の強化 ・火葬及び遺体保存の実施
小康期		県内で患者（疑似患者を含む）が減少傾向となった〔ピークを超えたと判断できる〕状態 県内で患者（疑似患者を含む）発生が減少し低い水準で停滞した状態	・第2波への備え ・状況により通常業務へ移行 ・状況により保幼小中学校等、各施設等の再開 ・状況によりイベント、集会等の再開

【町】

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の支援要請については、国及び山口県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県、近隣市町と綿密な連携を図る必要がある。

町は、岩国地区消防組合と連携して、県の要請により患者等の移送に協力する。

【医療機関】

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染拡大防止対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

【一般事業者】

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することも望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染拡大防止のための措置の徹底が求められる。

【町民】

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るように努める。また、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染拡大防止対策を実践するよう努める。発生時に備えて、各家庭においても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

4. 和木町行動計画の主要6項目

本町行動計画は、県行動計画に示された基準に基づき、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) まん延防止に関する措置」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置」の6項目に分けて立案している。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、一丸となって取り組む必要がある。

また、この危機管理に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く周知しておく必要がある。

(2) 情報提供・共有

(ア) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(イ) 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、県及び町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報

提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。特に園児・児童・生徒等に対しては、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉課と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく必要がある。

(エ) 発生時における町民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

提供する情報の内容については、特に、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

② 町民の情報収集の利便性向上

町民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、ホームページ等で提供する。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

(3) まん延防止に関する措置

(ア) まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う（特措法第45条第1項）。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う（特措法第45条第2項、第3項）。

(4) 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型イ

ンフルエンザに限って記載する。

(イ) 特定接種及び特定接種の接種体制

① 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

町は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。そのため、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者の考え方を整理し、発生時に速やかに特定接種を実施できるようあらかじめ、接種対象者、接種順位等を定める。

② 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町は、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

政府行動計画Ⅱ-6(4) 予防・まん延防止（ウ） 予防接種 ii）

特定接種抜粋

ii-2) 特定接種

特定接種の対象となり得る者は、

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されてい

る事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本となる。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性の特性、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

(ウ) 住民接種

① 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、

緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部において決定される。

② 住民接種の接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。

県は、予防接種の円滑な実施に協力する。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方について、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(オ) 医療関係者に対する要請

町は、予防接種を行う必要があると認める時は、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。（特措法第 32 条第 2 項、第 3 項、第 46 条第 6 項）

(5) 医療

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

(6) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは、多くの町民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行う。

Ⅱ 各論

1. 実施体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に対応するため、発生段階に応じた危機管理組織を整備する。近隣市町と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。また、新型インフルエンザ等対策の業務に必要な物資及び資材の点検を行い、備蓄や整備をおこなっておく。

未発生期	① 体制整備と連携の強化 ・ 新型インフルエンザ等の発生時には新型インフルエンザ等対策本部を速やかに立ち上げられるように、そして未発生期からの対策を推進するために、関係課の課長職で情報を共有し合っておく。 ② 町行動計画の作成 ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び山口県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。 ③ 国・地方公共団体の連携強化 ・ 町は、山口県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 ④ 地域感染期に備えた医療の確保 ・ 町は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう、岩国地区消防組合に要請する。
海外発生期	① 体制整備と連携の強化 ・ 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された際、政府対策本部や山口県の対策本部の立ち上げが行われる。

地域未発生期・地域発生早期		
	緊急事態宣言が されている場合 の措置	① 町対策本部の設置 ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。 ※ なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。
地域感染期		
	緊急事態宣言が されている場合 の措置	① 町対策本部の設置 ・町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
小康期		
	緊急事態宣言が されている場合 の措置	① 町対策本部の廃止 ・町は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

2. 情報提供・共有

町は、住民に最も近い行政単位であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対して詳細かつ具体的な情報提供を行うとともに、住民からの相談受付等については、中心的な役割を担うこととなる。したがって、発生前から情報収集提供体制を整備し、国及び山口県が発信する情報を入手することに努める。また、関係課間での情報共有体制を整備するように努める。

新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備する。

外国人や障害のある人や、情報が届けにくい人にも配慮し、受け手に応じた情報提供を行うよう努める。在住外国人に対しては、わかりやすい日本語を含む多言語で、情報提供をする。

未発生期		
	① 体制整備等	・国及び山口県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、必要に応じて町民に提供する。 ・新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、町は、県からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。

海外発生期	① コールセンター等の体制 ・ 町は県からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。 ② 情報提供 ・ 国及び山口県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報や基本的対処方針を収集し、必要に応じて町民に提供する。 ・ 町は、山口県や（公財）山口県国際交流協会等と協力し、在住外国人に対し、わかりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。 ③ 情報共有 ・ 町は、国及び山口県とメール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。
地域未発生期、地域感染期	① コールセンター等の体制充実・強化 ・ 町は、県からの要請に従い、県から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。 ② 情報提供 ・ 国及び山口県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集し、関連情報及び町の対策内容、状況を町民に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。 ・ 家庭での感染予防策、拡大防止対策の徹底を要請する。また、学校の臨時休業時の対応等について周知徹底を図る。 ・ 町は、山口県や（公財）山口県国際交流協会等と協力し、在住外国人に対し、わかりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。 ③ 情報共有 ・ 町は、国及び山口県とメール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。
緊急事態宣言がされている場合の措置	

小康期	① コールセンター等の体制の縮小 ・ 町は、状況を見ながら県からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。 ② 情報共有 ・ 町は、国及び山口県との情報共有の体制を維持し、国の方針に基づき第二波に備えた体制の再整備を行う。
	緊急事態宣言が されている場合 の措置

3. まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させたり、重症患者数を最小限にとどめたり等、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにもつながる。

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）や感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じて不要不急の外出の自粛要請等を行う。

未発生期	① 感染対策の実施 ・ 町は、町民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター（岩国健康福祉センター）に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等を行うといった基本的な感染防止対策について理解促進を図るよう努める。 ・ 保育所・幼稚園・小・中学校・高齢者施設における感染予防対策、臨時休業等、新型インフルエンザ発生に備えた対応について検討する。 ② 防疫措置、疫学調査等についての連携強化 ・ 町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。
------	---

海外発生期	① 感染対策の実施 ・ 町は、山口県と連携して町民の混乱を避けるために、必要な情報を正確な適宜提供する。 ・ 根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報等には注意をはらう。		
地域未発生期	① 感染対策の実施 ・ 町民に感染予防策、拡大防止策として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く要請する。 ・ 保育所・幼稚園・小・中学校等においては、通常の段階から園児・児童・生徒、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。 ・ 罹患したものについては、一定期間自宅待機（出席停止）とするように管理者が要請する。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="288 927 531 1070">緊急事態宣言が されている場合 の措置</td><td data-bbox="531 927 1390 1070"></td></tr> </table>	緊急事態宣言が されている場合 の措置	
緊急事態宣言が されている場合 の措置			
地域発生早期・地域感染期	① 感染対策の実施 ・ 罹患した者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。 ・ 状況に応じて町主催の行事の中止や延期、また、公共施設の閉鎖などを検討する。 ・ 山口県が示した学校等の臨時休業の基準に基づいて決定した保育所・幼稚園・小・中学校の臨時休業の基準については、引き続き適用する。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="288 1592 531 1693">緊急事態宣言が されている場合 の措置</td><td data-bbox="531 1592 1390 1693"></td></tr> </table>	緊急事態宣言が されている場合 の措置	
緊急事態宣言が されている場合 の措置			
小康期	① 感染対策の実施 ・ 流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、感染防止策を見直し、改善に努める。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="288 1830 531 1951">緊急事態宣言が されている場合 の措置</td><td data-bbox="531 1830 1390 1951"></td></tr> </table>	緊急事態宣言が されている場合 の措置	
緊急事態宣言が されている場合 の措置			

4. 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることにつながる。医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

集団的接種を基本とする。ただし、妊婦や在宅医療の対象者については個別に接種を行う。

予防接種の対象者については、以下の4群に分類する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成 21 年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。
 - ii 妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

未 発 生 期	① 特定接種の準備 ・ 町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。 ・ 町は、国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。 ・ 町は、国及び山口県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、当該町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。 ・ 町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。 ② 住民接種の準備 ・ 町は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、地域医師会等と連携の上、接種体制を構築する。 - a 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 - b 接種場所の確保（医療機関、保健相談センター、学校等） - c 接種に要する器具等の確保 - d 接種に関する町民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等） これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。 - c 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。
------------------	---

海外発生期	① 特定接種の実施 ・ 町は、国と連携し、町の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。 ・ 町は、国が登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に、特定接種を行うときは、国又は山口県からの要請に基づき労務又は施設の確保その他の必要な協力を行う。 (特措法第 28 条) ② モニタリング ・ 山口県及び市町は、国からの要請により、特定接種の接種実施モニタリングに協力する。 ③ 住民接種の準備 ・ 町は、国と連携して特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始する。 ・ 町は、国から要請があったときは、全市町民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。山口県は、円滑に予防接種が行われるよう、町に協力する。
地域未発生期・地域発生早期	① 住民接種の実施 ・ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、町は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。 (以下の項目については、①緊急事態宣言が行われている場合に特措法第 46 条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」又は②緊急事態宣言が行われていない場合に予防接種法第 6 条第 3 項に基づいて実施する接種（新臨時接種）両方の留意点について記載してある。) ・ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校・公民館など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。 ・ ワクチン接種についての広報については、次のような点に留意する。 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること

	c 接種の時期、方法など、一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えること	
	緊急事態宣言が されている場合 の措置	① 住民に対する予防接種の実施 ・ 町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は地域未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
地域 感 染 期	① 住民接種の実施 ・ 町は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。 ・ 住民接種実施についての留意点は地域未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。	
	緊急事態宣言が されている場合 の措置	① 住民接種の実施 ・ 町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は地域未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
小 康 期	① 住民接種の実施 ・ 町は流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく接種を進める。 ・ 住民接種実施についての留意点は地域未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。	
	緊急事態宣言が されている場合 の措置	① 住民接種の実施 ・ 町は流行の第二波に備え、国及び山口県と連携し特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。 ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は地域未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

5. 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。特に本町は入院施設がないので、近隣の市の医療機関ともしっかりと連携をとっておく。

地域 感 染 期	① 在宅で療養する患者への支援 町は、国及び山口県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。	
	緊急事態宣言が されている場合 の措置	・ 町は、国と連携し、区域内的の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、山口県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

6. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、さらに新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。このため、個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。また、食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動をとることが求められる。

(1) 社会・経済機能の維持

未発生期	① 物資及び資材の備蓄等 ・ 地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、町の備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行う。	
海外発生期	① 県民・事業者への呼びかけ ・ 生活相談や町民サービスについての問い合わせに対応する電話相談窓口の設置について体制を整える。	
地域未発生期・地域発生早期	① 県民・事業者への呼びかけ ・ 生活相談や町民サービスについての問い合わせに対応する電話相談窓口の設置について体制を整える。	
	緊急事態宣言がされている場合の措置	① 水の安定供給 ・ 水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 ② 生活関連物資等の価格の安定等 ・ 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
地域感染期	① 町民・事業者への呼びかけ ・ 生活相談や町民サービスについての問い合わせに対応する電話相談窓口の設置について体制を整える。	
	緊急事態宣言がされている場合の措置	① 水の安定供給 ・ 地域未発生期の項を参照 ② 生活関連物資等の価格の安定等 ・ 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び山口県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、

		必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 ・ 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努める。 ・ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び山口県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。
小康期		
	緊急事態宣言がされている場合の措置	① 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 ・ 町は、国、山口県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

（２）要援護者の生活支援

未発生期	① 要援護者への生活支援	・ 町は、自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。
海外発生期 → 地域発生早期	① 要援護者への生活支援	・ 町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者などに連絡する。 ・ 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等の準備を計画的に行っておく。
	緊急事態宣言がされている場合の措置	
地域感染期		
	緊急事態宣言がされている場合の措置	① 要援護者対策 ・ 町は、県から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。 ・ 支援を必要とする町民等に対して食料品・生活必需品等の町の

		備蓄品の配布等を必要に応じて実施する。
小康期		
	緊急事態宣言が されている場合 の措置	①新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 ・ 町は、国、山口県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

（３）埋火葬の円滑な実施

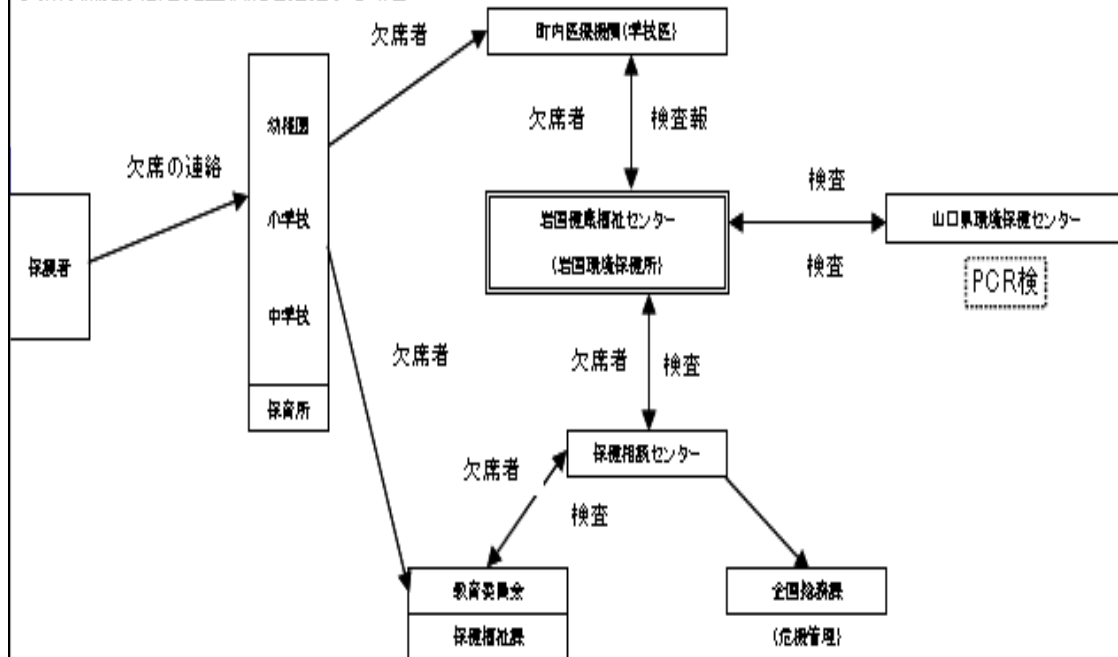
未発生期	① 火葬能力等の把握 ・ 今日の我が国における葬法（埋葬及び火葬等）は、火葬の割合がほぼ100%を占めているが、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性があることを理解し、担当課と情報を共有しておく。 ・ 町は、山口県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、山口県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。	
	① 遺体の火葬・安置 ・ 町は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備しておく。 ・ 併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めておく。 ・ 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。 ・ 火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。	
海外発生期 ～ 地域発生早期		
	緊急事態宣言が されている場合	① 遺体の火葬・安置 ・ 火葬場に対して可能な限り 火葬炉を稼働させるように要請す

	の措置	る。 ・ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する。 ・ 併せて、町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するように努める。 ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行うようにする。
小康期	緊急事態宣言がされている場合の措置	①新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 ・ 町は、国、山口県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

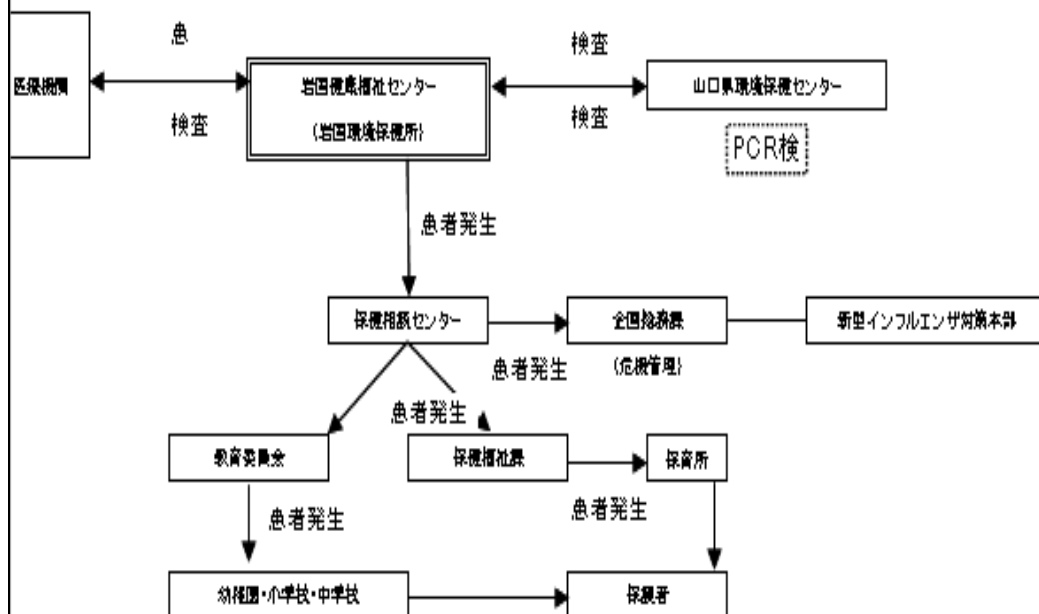
新型インフルエンザ帰国者 接触者相談センター	岩国健康福祉センター (岩国環境保健所)	電話番号 0827-29-1521 F A X 番号 0827-29-1594
和木町 コールセンター	和木町保健相談センター	電話番号 0827-52-7290 F A X 番号 0827-52-3441

新型インフルエンザ連絡体制

①教育機関が患者発生状況を把握する場合



②医療機関から患者報告がある場合



和木町新型インフルエンザ等対策本部条例

和木町長

平成 25 年 6 月 21 日

和木町条例第 18 号

和木町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、和木町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和木町新型インフルエンザ等対策本部体制

